

市町及び関係機関と連携したシカ被害対策の取組について

1 テーマの趣旨・目的

事例を発表する芦北普及指導区（水俣市、芦北町、津奈木町の1市2町。以下“芦北普及指導区”とする）は、熊本県南部の球磨川流域に位置しており、人工林面積が22,376ha（人工林率8割）であり、県内でも林業が盛んな地域である。また、そのうち、約7割が10齢級以上と収穫期を迎えており、近年では主伐による木材搬出が盛んで、市町と連携して再造林を進めていくこととしている。

また、本県の林業普及指導事業の重点課題である「市町村への支援に基づく森林環境譲与税による森林整備の推進」に基づき、本課が県森林組合連合会に委託している森林経営管理制度サポートセンター等を活用しながら、広く、芦北普及指導区の森林資源の循環推進について普及しているところである。

本発表では、市町と連携していく中で、特に芦北普及指導区が抱えている「シカ被害」にスポットを当てて紹介していく。

きっかけとしては、上文で述べた重点課題に取り組む中で、市町の担当者から「森林整備を推進していくうえで課題となっているのはシカ被害」との問題提起である。

実際、全国的に農林業における鳥獣被害が問題視されるなかで、芦北普及指導区においても、農林業に対する鳥獣被害は増加傾向にある。なかでも、“シカ”による農業被害は令和元年以降増加しており、森林における推定被害面積も令和5年は282haと県内でトップクラスであることから、シカ被害対策は芦北地域において喫緊の課題となっている。

特に、芦北普及指導区は、地形・風土からヒノキの生産が盛んであるが、他樹種と比べ、シカの食害を受けやすい傾向にあることから、最近では再造林樹種として敬遠されることも多くなっており、結果として、森林資源を管理していく上で必須となる再造林の妨げになっている。

このように、シカ被害の増加は、芦北普及指導区の農業（稲の食害や果樹の剥皮等）や林業・木材産業に深刻なダメージを及ぼしていることから、芦北地域ではシカ被害対策についても、林業普及指導における重点課題として位置付け、農業普及指導員をはじめ、各市町、森林組合、農協等の関係機関と連携を図りながら、様々なシカ被害対策についての取組を数多く行ってきた。

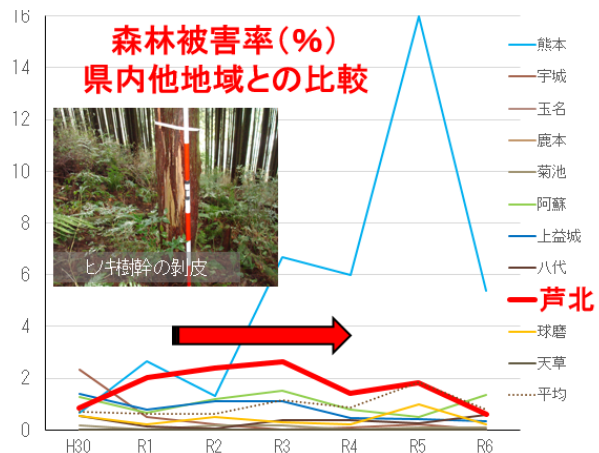
今回は、これらの取組のいくつかを紹介することとしたい。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

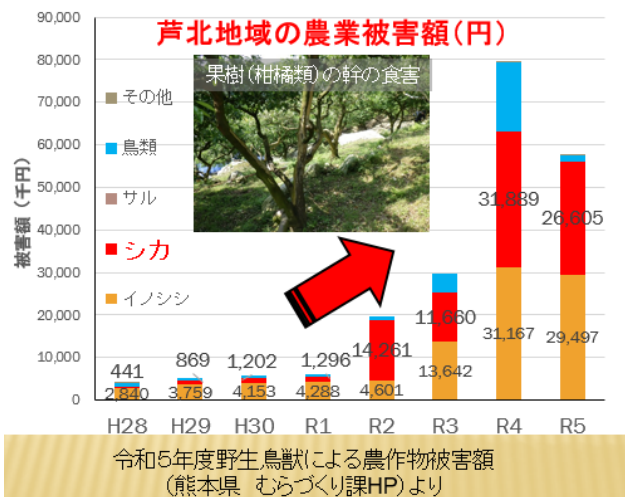
(1) 現状

①森林被害の現状

芦北地域におけるシカの森林被害率は、令和元年以降、熊本県内の他地域と比較し、高い傾向で推移している。また、芦北地域における農業被害額に占めるシカ被害の割合もイノシシ被害について多い状況であり、令和2年以降激増している。さらに、人家近くや生活道においてもシカが頻繁に目撃されるなど生活環境への影響に対して不安視する声も多く聞かれるようになってきている。



令和6年度 シカ被害プロット調査業務委託報告書
(熊本県森林保全課委託より)



②これまで行ってきたシカ被害対策

深刻化するシカ被害に対し、これまでは補助事業による防護柵設置や単木防除を行ってきた。しかし、防護柵内に侵入され、あるいは単木防除の袋を喰い破られる等のケースが後を絶たないことから、芦北地域においては、防護だけではなく、シカ被害の根本的対策であるシカ捕獲、つまり頭数管理を市町等地域関係者が一体となって進めていくべきとの結論に至った。

(2) 取組内容

①協議会組織の設立

各市町、農協等関係7団体が、その枠を超え地域一体となって対策を講じることを目的として、令和5年度に「芦北地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会」を設立した。設立に際し私たち普及員は、協議会の活動計画(現地検討会、講習会開催等)や取組事項(アンケート調査による被害状況把握等)について、関係団体から意見を聞き調整を行った。また、協議会発足後は、協議会スローガン(みんなで勉強、環境改善、柵で守る、捕獲)のひとつである“みんなで勉強”を実践するため、管内11地区において地元農林業関係者を対象とし勉強会を行った。

②シカ被害対策協定の締結

国(熊本南部森林管理署、以下“管理署”とする)、県、各市町において、令和5年度に「シカ被害対策協定」を締結した。これは、管理署が所有する「くくり罠」を各市町に無償で貸与する、といった内容の協定である。市町は国から貸与されたくくり罠をそれぞれの地元猟友会メンバ

一等に配布し、広範囲に多くのくくり罠を設置することで国有林及びその周辺地域のシカ捕獲圧を高めていこう、というのがその目的である。協定発足当初、計230基のくくり罠が、そして令和6年度に290基が、管理署から各市町に貸与され、市町から各猟友会メンバーに配布されている。県の立場である私たち普及員は、各市町から捕獲情報を収集し、関係者に周知するとともに、国との連携によるシカ被害対策に係る技術指導(例えば後述する「小林式誘引捕獲法」を用いたより確実なシカ捕獲法の指導)を行った。また、各市町及び猟友会に対し、区域を超えた横断的な捕獲実施について助言を行った。

③学習会・講習会の開催

前述のような協議会設立や協定締結等の「体制づくり」は地域の関係者の連携を図るうえで重要である。しかし、ベースとなるのは、やはり関係者と直接向き合っの支援ということになる。私たち普及員は、農林業者等の一般捕獲従事者を対象とした学習会の開催、猟友会ベテランメンバーを講師に招いての狩猟に関する知識習得・技術向上研修の開催、有害鳥獣処理施設への視察研修など、数多くの直接支援を企画・実施し、新規捕獲従事者の確保と地元農林業者等含めた関係者の意識醸成に繋げてきたところである。

④地元芦北高校生への普及活動

私たち普及員は、芦北高校林業科の学生に対し、将来地元での就職を希望する際の選択肢のひとつとして、森林・林業関係の職種に興味・関心を持ってもらえるよう「森林土木工事現地研修」「間伐体験実習」などを行っているが、令和2年度から、若い狩猟従事者の確保と育成を図ることを目的として、野生鳥獣の保護管理教育と資格取得のための講習会も行っている。



(3) 成果

①捕獲頭数の増加

関係機関による連携した取り組みや、一般捕獲従事者向けあるいは芦北高校生に対しての直接的な支援を続けてきた成果は、芦北管内における捕獲頭数に数字としても表れている。例えば、令和元年における芦北管内のシカ捕獲頭数は817頭であったが、令和5年においては3,510頭、令和6年は4,241頭と確実に増えてきている。これは、母数となるシカ個体そのものの増加という事実もあろうが、関係機関と捕獲者の連携強化及び捕獲者それぞれの捕獲技術の向上の成果とも言える。

②若手捕獲従事者の確保

芦北高校生（林業科・農業科）に対する狩猟免許取得支援を続けてきた結果、令和6年度は生徒・教諭計6名が取得された（令和2年以降、計42名の生徒・教諭が取得）。

また、芦北地域林業研究グループ及び地元猟友会協力のもと、免許取得後の高校生を対象とした「わな設置実演指導」「捕獲鳥獣の解体実演」等、狩猟技術実演講習会を令和2年度から実施しており、高校関係者から好評を得ている。（「若手狩猟者活動支援事業補助金（熊本県自然保護課所管）」を活用）

③シカ被害対策協定の成果

シカ被害対策協定（前述）では、くくり罠の猟友会メンバー等への貸与だけでなく「小林式誘引捕獲法」を用いたより確実なシカ捕獲法についても、林野庁から小林氏（考案者）を講師に招いての現場研修会を開催するなど、広く普及を進めているところである。なお、貸与されたくくり罠によるシカ捕獲頭数は、令和6年度までに273頭であり、各市町担当からは「国からのくくり罠の貸与はシカ捕獲圧の向上に役立っている」と、好評を得ている。

④各市町の声

各市町担当者は、森林内の現地調査の際、ヒノキの角擦り等、シカ被害の多さに驚きを隠せないようであり、特に下層植生の食害による法面裸地化に起因した土砂災害発生の危険性についても、危機感を感じているとのことである。

そのため、普及員が行っている捕獲従事者確保のための各取組や、それにより（まだ十分とは言えないまでも）確実に捕獲頭数が増えている状況については、各市町か

ら十分理解いただいております。今後も普及員が行う関係機関の連携強化にかかる取組にも積極的に関わっていきたいとの声が聞かれています。

(4) 課題

①捕獲後の処理について

シカ捕獲実績が伸びてきたことは前述のとおりであるが、最近では別の新たな問題も起こっている。それは、埋設や焼却、またそれに伴う運搬作業など、「捕獲した後の処理にかかる身体的・経済的負担」についてであり、各市町や捕獲従事者から課題提起されている。

そのため本県では、捕獲後のシカの処理問題が、捕獲頭数向上に歯止めをかけることとならないよう、既存の処理方法に加え、新たな処理方法を提案することも念頭に、「芦北地域における野生鳥獣処理施設設置検討・調査業務委託」（以下、調査業務委託）を、今年8月に専門調査機関に発注したところである。

②猟友会との連携及び協力体制の構築・強化

シカなどの野生鳥獣は、「猟具を使えば誰もが簡単に捕獲できる」というわけではない。猟具のメンテナンス方法や野生鳥獣の生態に関する知識、捕獲後の“止めさし”等技术が必要であることはもちろん、捕獲を行うフィールド（猟場）の事情や、地域住民の方々との繋がりを維持することも必要となってくる。そういった技術や知識を、新規狩猟者が独学で習得するには限界があり、そこにはやはり猟友会の協力が不可欠となってくる。そのため、猟友会のベテランメンバー等との協力体制を構築し、それを維持することも重要な課題といえる。

③農林業と狩猟活動の両立

わなを使ってシカを効率的に数多く捕獲するには、多くの場所に、多くのわなを設置する必要があるが、それには設置したわなの見回りや管理も同じく必要となり、そのことが、農林業者が積極的に捕獲行為を行えない要因のひとつとなっている。このため、他地域において既に実績のある捕獲通知機等 ICT 機器を活用して見回りの軽減化を図るなど、農林業を行いながらシカの捕獲行為も行うことができる「捕獲通知システムの導入」が重要となってくる。

捕獲通知システムは、仕掛けたくくり罠や箱罠付近に子機を設置し、罠が作動した際に子機が親機に電気信号を発信し、受信した親機が子機に紐づけされたそれぞれのアカウント、つまり罠の設置者に対し罠が作動したことを通知するシステムである。私たち普及員は各市町に対し親機・子機の導入・設置について強く働きかけを行なってきたところであるが、これについては、県の補助金を活用することで昨年度までに2市町で親機の導入・設置が完了しており、各市町において子機を活用した効率的な捕獲について、猟友会の協力を得ながら実証しているところである。

残り1町についても今年度中の親機・子機の導入が決定し、これにより親機の受信エリアが管内のほぼ全域を網羅できる見込みとなっている。子機を活かした効率的な捕獲の普及促進が今後の課題である。



④担い手の確保・育成

最も重要といえるものはやはり「担い手の確保・育成」と言える。これについては、本県に限らず、九州・全国どの地域においても言えることかもしれないが、狩猟者の高齢化と減少は深刻な問題であり、この状況が解決することなく続いていくと、いずれ狩猟技術を伝える方が途絶えてしまう。このことから、私たち林業普及指導員は「狩猟担い手確保は急務である」との認識を持っている。

3 今後取組むべき内容

①調査業務委託による成果（基本構想）を受けて

8月に発注した調査業務委託により、捕獲鳥獣個体の処理方法の実態調査や処理施設整備を想定した場合のコスト算出等を含んだ「適切かつ効率的な処理方法に関する基本構想（案）」が令和8年2月までに作成・提案されることとなっている。現在進行中の本委託では、全国の類似地域との比較検証や、各市町、猟友会等捕獲団体の意見

調査を含めた実態把握が行われているところであり、私たち普及員は、受注者が行う関係者への聞き取りによる意識調査等に協力し、積極的に情報収集及び連絡調整を行っているところである。

令和8年2月に作成・提案される基本構想（案）を、来年度以降のように地域に活かしていけるのか、今後さらに関係者を交えた検討を行っていくこととしている。

②勉強会開催と関係者の協力体制強化

まずは「農林業者にシカ被害への危機感を抱いてもらい、自らが積極的にシカの捕獲を行う必要性を自覚してもらうこと」が重要であり、そのために「専門家などを招いた学習会の開催」、「狩猟免許取得等への補助や支援」、「知識や技術を習得するための勉強会の開催」を引き続き実施することが重要と考えている。そのため、今後も関係者に対する働きかけを行なっていくこととしている。

併せて、農林業者と猟友会の連携と協力体制の構築のため、関係者を交えた会議の開催などをコーディネートしていきたいと考えている。



③捕獲通知システムの普及・定着

捕獲通知システムによる効率的な捕獲（見回りの軽減、捕獲個体の迅速な処理）の実証試験を、猟友会等を交えた現場研修会場の場を利用して行っていくこととしている。そして、捕獲関係者に対し広く普及し、定着させていくことが重要と考えている。

最後に・・・

シカ被害対策は、「捕獲従事者の確保・育成」「関係者間の協力体制の構築と強化」「捕獲通知システムの普及と定着」「捕獲個体の処理問題」など解決すべき課題が山積している。今後、各市町、農林業関係者、地元高校、猟友会など様々な関係者がこういった課題に協力して取り組んでいけるよう、引き続き林業普及指導員が積極的に関わって支援していきたいと考えている。